

『菩薩地』における agotrastha の救済

—菩薩の発願および教化対象の基準を中心に—

岡田 英作

1. はじめに

初期瑜伽行派の基本典籍である『瑜伽師地論』(Yogācārabhūmi, 以下、『瑜伽論』と略)において、般涅槃の到達可能性や菩提の区別に関しては、主に種姓 (gotra) という語を用いて議論される。例えば、「本地分」の第13地『声聞地』(Śrāvakabhūmi)では、般涅槃 (parinirvāna) の到達可能性の有無を gotrastha (種姓に立脚した者) と agotrastha (種姓に立脚しない者、無種姓に立脚した者) との対比のなかで論じ¹、第15地『菩薩地』(Bodhisattvabhūmi)では、『声聞地』同様、gotrastha と agotrastha との対比がみられながらも、菩薩の卓越性を述べるために、声聞・独覚・菩薩という三乗の種姓の区別に応じた三乗の菩提の獲得が説かれる²。このように種姓という語は、般涅槃の到達あるいは菩提の獲得に関する潜在力や資質の意味として用いられる。さらに『瑜伽論』では、『菩薩地』所説の本性住種姓 (prakṛti-stha gotra) と習所成種姓 (samudānīta gotra) という二種姓、「本地分」より後に成立した「撰決択分」所説の不定種姓 (aniyata-gotra) などの新しい術語を生み出して、独自の展開をみせる。

本小論では、これらの種姓に関する術語のなかで、agotrastha と称される者に注目する。agotrastha とは、種姓に立脚した者 (gotra-stha) の否定概念であり、この agotrastha という語の解釈には、高崎 [1973] の指摘の通り、gotrastha の否定概念である a-gotrastha (種姓に立脚しない者) から agotra-stha (無種姓に立脚した者) への展開が考えられる。特に『菩薩地』における agotrastha に関して、拙稿 [2013] では、種姓がないために、三乗の菩提の獲得に関して資質のない者と規定されること³、および菩薩の成熟対象となり得て、善趣へ赴くために成熟させられるが、菩薩の教化対象から除外されることをすでに指摘した⁴。それでは、菩薩の教化対象から除外される agotrastha には、菩提を獲得しあるいは般涅槃へ到達する可能性は全くないのだろうか。この問題を検討するために、本小論では、『菩薩地』全体を踏まえつつ、菩薩による衆生の教化という点に焦点をあてる。具体的には、まず菩薩の発願を通じて agotrastha の救済可能性を提示し、次に菩薩が教化対象としてこの者を除外する判別基準を確認して、agotrastha の救済について考察したい。なお本小論で、『菩薩地』の梵文テキストは荻原校訂本 (BBh_{w0}) を底本とし、荻原校訂本の梵文欠損箇所および修正を他の校訂本に拠る場合は註記し、agotrastha という語を翻訳する場合、筆者の見識に拠って適宜訳し分けた。

2. agotrastha の救済に関連する先行研究

『菩薩地』における agotrastha の救済を検討する前に、これに関連する先行研究をみていこう。

拙稿 [2013]

拙稿 [2013] では、『菩薩地』において agotrastha が菩薩の成熟対象とはなり得るが、教化対象から除外されることを指摘した。菩薩による成熟および教化に直接関係する教説を提示すると、まず第6章「成熟品」(Paripāka-pāṭala) に以下のような菩薩の成熟対象に関する教説がある。

■ BBh BBh_{wo} 78.21-79.1, BBh_d 55.16-20:

tatra paripācyāḥ pudgalāḥ samāsataś catvāraḥ / śrāvaka-gotraḥ śrāvaka-yāne¹⁾ pratyekabuddha-gotraḥ pratyekabuddha-yāne²⁾ buddha-gotra mahāyāne paripācayitavyaḥ,³⁾ agotra-stho 'pi pudgalāḥ sugati-gamanāya paripācayitavyo bhavati,⁴⁾ bodhisattvānām buddhānām ca (bhagavatām / ity⁵⁾ ete catvāraḥ pudgalā⁶⁾ eṣu caturṣu vastuṣu paripācayitavyāḥ / evaṃ paripācya-pudgalataḥ paripāko veditavyaḥ⁷⁾

¹⁾ add. / BBh_{Dwo}, ²⁾ add. / BBh_{Dwo}, ³⁾ / BBh_{Dwo}, ⁴⁾ / BBh_{Dwo}, ⁵⁾ bhagavatām ity BBh_{wo}, bhagavatām ity BBh_d, ⁶⁾ pudgalāḥ BBh_{Dwo}.

[和訳] その〔6種の成熟に関することの〕中で、〔菩薩による〕成熟対象としての人たちは、まとめると4〔種〕である。諸菩薩と諸仏世尊にとって、(1) 声聞種姓をもつ者は声聞乗において、(2) 独覚種姓をもつ者は独覚乗において、(3) 仏種姓をもつ者は大乘において成熟させられるべきである。(4) 無種姓に立脚した (agotra-stha) 人もまた、善趣へ赴くために成熟させられるべきである。以上、これら4〔種〕の人たちは、これら4つの事において成熟させられるべきである。以上のように〔菩薩による〕成熟対象としての人という観点から成熟は知られるべきである。

「成熟品」では、菩薩の成熟対象として、声聞・独覚・仏種姓をもつ者に加えて agotrastha が数えられ、菩薩は agotrastha を善趣へ向けて成熟させることが述べられる。

また次に、第18章「菩薩功德品」(Bodhisattvagūṇa-pāṭala) に菩薩の教化対象に関する教説があり、5つの量り知れないこと (aprameya) の解説中で、衆生の要素 (sattva-dhātu) と教化されるべき者の要素 (vineya-dhātu) との相違点が、gotrastha と agotrastha との区別を通して説かれる。すなわち当該教説において、衆生の要素は、『意地』(Manobhūmi) 所説の64種の衆生であって⁶⁾、一方、教化されるべき者の要素に関しては、教化されるべき者を1種から10種までに区別・列挙するなかで⁷⁾、一切衆生が教化されるべき者であると示される。そして、教化されるべき者の要素が一切衆生と言われるのに対して、衆生の要素における衆生との差違が問題となって以下の問いがなされる。

■ BBh BBh_{wo} 296.3-6, BBh_d 200.23-201.3, BBh_f 92, BBh_y 100.10-12, cf. (Tr.) 矢板 [2013: 81.20-24]:

tatra sattva-dhātu-vineya-dhātvoḥ kiṃ nānā-karaṇam¹⁾ / sattva-dhātur aviśeṣeṇa sarva-sattvā (gotrasthās cāgotrasthās²⁾ ca / ye punar gotra-sthā eva tāsu tāsv avasthāsu vartante,³⁾ sa vineya-dhātur ity ucyate /

¹⁾ nānākaraṇam BBh_{Fwo}, ²⁾ gotra-sthā agotra-sthās BBh_{wo}, ³⁾ / BBh_{Dfo}.

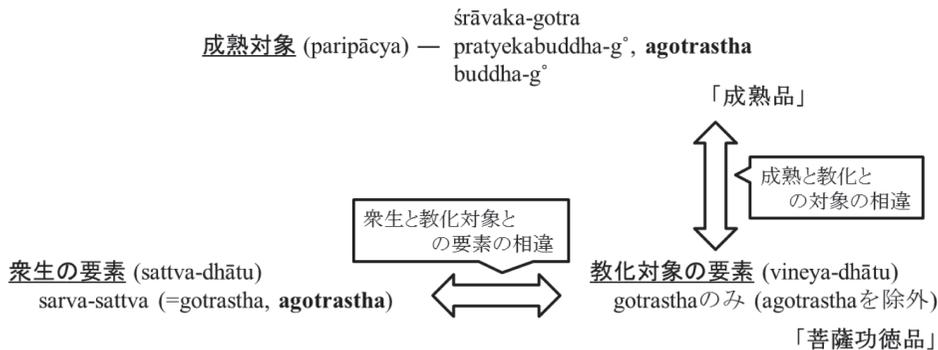
[和訳] その〔5つの量り知れないことの〕中で、衆生の要素と教化されるべき者の

要素とには、差異があるか。

衆生の要素は、区別なく、一切衆生であって、〔すなわち、〕種姓に立脚した者たちと無種姓に立脚した者たち (agotra-stha) とである。一方、あれやこれやの状態 (avasthā) にある、種姓に立脚した者たちだけが、教化されるべき者の要素と言われる。

「菩薩功德品」では、衆生の要素として種姓に立脚した者 (gotra-stha) と agotrastha との区別はないが、教化されるべき者の要素は種姓に立脚した者だけであることが説かれる。すなわち、教化されるべき者の列挙のなかで、菩薩が教化する対象としては、一切衆生と言いつつも、agotrastha を除外している。したがって、菩薩による成熟と教化とには、下図に示すように対象となる衆生に違いがある。

成熟対象と教化対象との相違



佐久間 [2007a] [2007b]

agotrastha の救済を検討するに際して、佐久間 [2007a][2007b] は大變示唆に富んだ論考である。

佐久間 [2007a] は、『瑜伽論』における永遠に救われることのない衆生について、特に焦点を agotra (無種姓) と aparinirvāṇadharmā (無般涅槃法) とに集約して考察する。そのなかで、拙稿 [2013] でも取り上げた『菩薩地』「成熟品」の教説を引用し、三乗の種姓と agotrastha との並列のうち、agotrastha は「死後天や人など善い生存に生まれる訳であるが、輪廻の輪の中に留まる点では成仏するとは云っていないが、これならば如来蔵經典の『勝鬘經』などにも見られる内容とパラレルであるから⁸、最終的に成仏し涅槃に入ることを前提としているように思われる」と指摘する。

佐久間 [2007b] も同様に、五姓各別の源流を辿るなかで「成熟品」の教説を取り上げ、agotrastha が将来成仏できる可能性について、『勝鬘經』の文言を引いて、如来蔵思想でも三乗以外に善趣に赴く衆生について述べていることを確認する。そして、「輪廻を基調とするインド以来の思想の流れの中で成仏ではなく善趣に赴くからといって、これらの衆生の成仏の可能性を排除し差別していることにはならない」と指摘し、このような agotrastha を無種姓と言いながら「不定種姓」を意味すると見做す⁹。

以上のように、佐久間 [2007a][2007b] は、如来蔵經典である『勝鬘經』を通じて菩薩による成熟対象である agotrastha に救済の可能性を見出し、拙稿 [2013] は、菩薩による成熟と

教化との対象となる衆生を区別して、agotrastha が教化対象から除外されることを指摘した。教化対象から除外される agotrastha が、佐久間 [2007a][2007b] の指摘するように、救済し得る者であるならば、本小論では、agotrastha が救済され得るか否かを検討する上で、以下の2点が問題となる。

- (1) 『菩薩地』のなかで agotrastha を救済する可能性について言及する箇所がないか。
- (2) agotrastha が救済可能ならば、菩薩が教化対象かどうかを判別する基準とは何か。

3. agotrastha の救済に関する検討

これら2つの問題を検討する上で、agotrastha の救済可能性を検討する材料となり得るが、従来注目されてこなかった教説として、agotrastha が初出する第1章「種姓品」(Gotra-pāṭala)の次の実践段階である第2章「発心品」(Cittotpāda-pāṭala) 所説の「菩薩の発願」、および第18章「菩薩功德品」所説の「菩薩が教化対象を判別する基準」の2つをみていこう。

3.1. 菩薩の発願

菩薩の発願は「発心品」に説示され、菩薩は発心するに際して、以下のように自利・利他に関して発願する。

■ BBh BBh_{wo} 12.4-11, BBh_d 8.5-9, BBh_{wa} 368.5-9, cf. (Tr.) 相馬 [1986: 16.6-11]:

sa khalu bodhisattvo bodhāya cittam praṇidadh evaṃ cittam abhisamskaroti vācam¹⁾ ca bhāṣate / aho batāham anuttarāṃ samyak-sambodhim abhisambudhyeyaṃ sarva-sattvānām²⁾ cārtha-karaḥ syām atyanta-niṣṭhe nirvāṇe pratiṣṭhāpayeyaṃ tathāgata-jñāne ca / sa evaṃ ātmanā ca bodhiṃ sattvārtham³⁾ ca prārthayamānāś cittam utpādayati / tasmāt sa cittōtpādaḥ prārthanākārah /

¹⁾ vācañ BBh_d, ²⁾ sarvasattvānāñ BBh_d, ³⁾ sattvārthañ BBh_d.

[和訳] さて、菩提のために心に発願しているその菩薩は、以下のように心を作り上げ、そして言葉にする。「ああ、私は無上正等菩提をささとう。そして、一切衆生に利益をなす者となろう。〔すなわち、一切衆生を〕究極的な終局である涅槃に置き定め (pratiṣṭhāpayeyaṃ)、そして、如来の智に〔置き定めよう〕¹⁰⁾。」彼はこのように自身の菩提と衆生利益とを希求しつつ発心する。それ故、その発心は希求の様相をもつものである。

菩薩は自身の菩提と衆生利益とを希求して発心し、衆生利益としては、衆生を涅槃へ到達させるか如来の智を獲得させるよう発願する。菩薩が発願した現時点において、衆生を涅槃へ到達させ、如来の智を獲得させようとすることから、衆生利益の対象は、教化対象である種姓に立脚した者 (gotra-stha) と言える¹¹⁾。しかしながら、発願のなかで、衆生利益の対象を一切衆生とする以上、agotrastha もその対象に入っているはずであり、菩薩は最終的に agotrastha をも救済すると言えよう。したがって、「成熟品」に説かれるように、現世において、菩薩による成熟によって agotrastha が赴くのが善趣であっても、彼は未だ輪廻のうちなので、菩薩は来世以降に善趣に赴いた者を教化対象として涅槃へ到達させるか、如来の智を

獲得させることになると考えられる¹²。ただし、以上のように agotrastha を救済するためには、この者が種姓に立脚した者となる必要があり、現時点で種姓のない者でも将来的に種姓を獲得し得ることを前提としなければならなくなるだろう¹³。

3.2. 教化対象を判別する基準

菩薩が agotrastha を将来的に教化対象として救済する可能性を指摘したが、「種姓品」に仏世尊以外には種姓を直接確認できないと説かれるので¹⁴、菩薩にとっては衆生が agotrastha であるかどうかは教化対象を判別する直接的な基準になり得ない。菩薩は如何にして教化対象を判別しているのか。教化対象を判別する基準に関しては、「菩薩功德品」所説の5つの量り知れないことを総括するなかで、第4の教化されるべき者の要素と第5の教化の手立ての要素とで以下のように解説される。

■ BBh BBh_{wo} 296.15-17, BBh_D 201.8-10, BBh_F 96, BBh_Y 101.2-4, cf. (Tr.) 矢板 [2013: 82.9-12]:

tebhyaś ca sattvebhyo¹⁾ yān²⁾ sattvān bhavyām³⁾ śakya-rūpān⁴⁾ atyanta-duḥkha-vimokṣāya paśyati,⁵⁾ sa caturtho 'prameyaḥ / yaś cōpāyas teṣām eva sattvānām vimokṣāya,⁵⁾ sa pañcamo 'prameyaḥ /

¹⁾ *sattvebhyaḥ* BBh_{wo}, ²⁾ *yām* BBh_{Fwo}, ³⁾ *bhavyān* BBh_{DY}, ⁴⁾ *śakyarūpāny* BBh_F, ⁵⁾ / BBh_{DFwo}.

[和訳] そして〔菩薩が、〕彼ら衆生たちのなかから、究極的な苦から脱する (atyanta-duḥkha-vimokṣa)¹⁵ ための資質があり (bhavya)、可能性をもつ (śakya-rūpa) と観る衆生たちが、第4の量り知れないことである (教化されるべき者の要素が量り知れないこと)。そして、同じ〔教化対象である〕彼ら衆生たちが〔究極的な苦から〕脱するための手立てが、第5の量り知れないことである (教化の手立ての要素が量り知れないこと)。

衆生のうち、究極的な苦から脱する資質や可能性のある者が教化されるべき者であり¹⁶、その苦から脱するための手立てが教化の手立てである。まず教化対象に関して、菩薩は究極的な苦から脱する可能性のない者を agotrastha と見做すことがわかる。したがって、菩薩の教化対象となる基準とは、実質的には究極的な苦から脱する可能性の有無であり、衆生に種姓が本当にあるかどうかは、菩薩には知り得ないため確定できない。しかしながら、衆生に究極的な苦から脱する可能性があるかどうかを菩薩が如何にして判断するかは、『菩薩地』に具体的な記述がなく、教化対象の判別基準が具体性を欠くことから、agotrastha を究極的な苦から脱する可能性のない者と単に呼んでいるに過ぎないという印象を受ける。

菩薩が agotrastha を救済するためには、現時点で種姓のない者でも将来的に種姓を獲得し得ることが前提となることを前項で述べたが、種姓を直接確認できない菩薩にとっては、究極的な苦から脱する可能性のない者がその可能性を獲得するということに置き換わる。ここで重要なことは、『菩薩地』の立場として、種姓を獲得することを認めるか否かである¹⁷。種姓の獲得を認める場合、菩薩の観点からは、究極的な苦から脱する可能性のない者がその可能性を獲得するということになり、agotrastha は救済され得る。種姓の獲得を認めない場合、一切衆生を利益するという菩薩の発願を重視するならば、菩薩が究極的な苦から脱する可能性のない者を agotrastha と見做すのは仮のことに過ぎず、実際は衆生すべてが種姓に立脚し

た者でなければならない。この場合も仮に見做されるに過ぎないが、agotrastha は救済され得ると言えよう。一方、衆生のうちに種姓のない agotrastha と種姓のある種姓に立脚した者とが確かに存在するならば、agotrastha は種姓を獲得できないので、救済され得ず、菩薩は一切衆生を利益すると発願しているにもかかわらず、agotrastha を除外することになる。

また、教化の手立てである究極的な苦から脱するための手立ては、第 22 章「住品」(Vihāra-pāṭala) において一切の煩惱という障害のない智とも言われ¹⁸、教化の手立ての具体的な内容は、第 8 章「力種姓品」において四摂事であることが示される¹⁹。

3.3. 究極的な苦

衆生が教化対象となる基準として重要な究極的な苦については、第 18 章「菩薩功德品」より前の第 16 章「供養親近無量品」(Pūjāsevāprameya-pāṭala) の四無量の解説中に説かれる。第 5 住・増上心住にある菩薩が²⁰、衆生の世界で苦を觀じ、悲愍 (karuṇā) を修習する際の苦として、究極的な苦を含む 4 種の苦を以下のように挙げる²¹。

■ BBh BBh_w 243.14-19, BBh_d 167.8-11:

catur-vidhaṃ duḥkhaṃ / viraha-duḥkhaṃ priyāṇāṃ viśaṃyogād yad utpadyate / samuccheda-duḥkhaṃ nikāya-sabhāga-nikṣepān maraṇād yad utpadyate / saṃtati-duḥkhaṃ uttaratra-mṛtasya janma-pāraṃ-paryeṇa yad utpadyate / atyanta-duḥkhaṃ aparinirvāṇa-dharmakāṇāṃ sattvānāṃ ye pañcôpādāna-skandhāḥ /

[和訳] 苦は 4 種である。[すなわち、] (1) 愛する者たちの別れから生じる別離の苦、(2) 集団の同類性 (nikāya-sabhāga, 衆同分) を棄て去る死から生じる断壊の苦、(3) 死んだ後に、生まれることが連続することによって生じる相続の苦、(4) 般涅槃できない性質をもつ (aparinirvāṇa-dharmaka) 衆生たちにとっての五取蘊である究極的な苦 (atyanta-duḥkha, 畢竟苦) である²²。

この教説を通して、究極的な苦は、般涅槃できない性質をもつ者にとっての五取蘊であると示される。『菩薩地』において、種姓は三乗の菩提を獲得するための資質として規定され、『声聞地』とは異なって般涅槃し得る性質 (parinirvāṇa-dharma) との関係は不明瞭であった²³。しかし、当該教説の (4) 究極的な苦が「菩薩功德品」所説の究極的な苦として理解できるならば、「究極的な苦」から脱し得ない agotrastha は、般涅槃できない性質をもつ者にとっての「五取蘊」から脱することができない。したがって、agotrastha は般涅槃できない性質をもつ者と言え。すなわち、『菩薩地』で三乗の菩提を獲得する資質がないと規定される agotrastha と般涅槃できない性質をもつ者とが、この教説を通して結び付くことになる。

4. おわりに

以上の考察から明らかになった点をまとめると、以下のことが『菩薩地』における agotrastha の救済に関して指摘できる。

『菩薩地』のなかで菩薩が agotrastha を救済する可能性に関しては、「発心品」で言及され、「発心品」所説の菩薩の発願において、菩薩は衆生利益として一切衆生を涅槃へ到達させる

か如来の智を獲得させようと誓いを立てる。この発願に抛れば、菩薩の教化対象として「いまは」除外される agotrastha は、現世において菩薩による成熟によって善趣に赴いたとしても、衆生利益する対象を一切衆生と言明している以上、来世以降に「いつかは」教化対象の数のうちに入り、涅槃へ到達するか如来の智を獲得して救われることになろう。ただし、agotrastha が教化対象の数のうちに入るためには、種姓のない者が種姓を獲得し得ることを前提としなければならない。しかし、種姓を直接確認できない菩薩にとって、教化対象を判別する基準は、agotrastha であるかどうかではなく、「菩薩功德品」に説かれるように、究極的な苦から脱する可能性の有無である。したがって、菩薩は究極的な苦から脱する可能性のない者を agotrastha と見做しており、衆生に究極的な苦から脱し得る可能性があることこそが、衆生が菩薩の教化対象に入るための必須条件である²⁴。

菩薩が agotrastha を救済するためには、この者が将来的に種姓を獲得し得ること、言い換えれば、究極的な苦から脱する可能性を獲得することが前提となるが、『菩薩地』の立場として、種姓の獲得という前提を認めるか否かによって、以下の3点が agotrastha の救済可能性に関して考えられる。

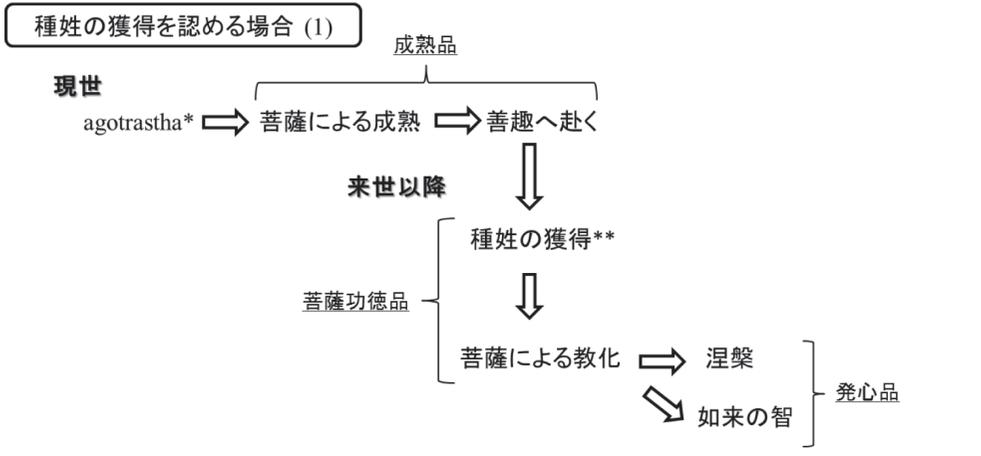
- (1) 種姓の獲得を認める場合、現時点で種姓のない者でも将来的に種姓を獲得し、菩薩の観点からは、究極的な苦から脱する可能性のない者がその可能性を獲得するため、agotrastha は救済され得る。
- (2) 種姓の獲得を認めない場合、菩薩が一切衆生を利益するという発願を重視するならば、菩薩は究極的な苦から脱する可能性のない者を仮に agotrastha と見做しているに過ぎず、実際は衆生すべてが種姓に立脚した者であるため、仮に見做された agotrastha は救済され得る。
- (3) 種姓の獲得を認めない場合、衆生のうち種姓のない agotrastha と種姓のある種姓に立脚した者とが確かに存在するならば、agotrastha は救済され得ず、一切衆生を利益すると菩薩が発願しているにもかかわらず、この者は除外されることになる。

以上の agotrastha の救済可能性の3点を、それぞれの救済過程と併せて図示すると、次の図のような過程を経て、agotrastha は菩薩によって救済される。すなわち、(1)の場合、現世において、agotrastha は菩薩の成熟によって善趣へ赴き、来世以降に種姓を獲得して教化対象となり、菩薩の教化によって、涅槃へ到達するか、如来の智を獲得することで救済されることになる。(2)の場合、agotrastha は菩薩によって仮に見做された者なので、実際は衆生すべてが種姓に立脚した者であって、(1)で示した agotrastha が究極的な苦から脱する可能性のない者、種姓の獲得が究極的な苦から脱する可能性の獲得に置き換わる以外は、(1)の場合と同じである。(3)の場合、agotrastha は来世以降も善趣に赴くだけである。

さらには、(1)のように種姓の獲得を認める場合は、確定されていない種姓 (aniyata-gotra, 不定種姓) が確定された種姓となるという新しい術語を用いた種姓説の展開、(2)のように種姓の獲得を認めず、衆生すべてに種姓があるとする場合は、衆生すべてに仏陀となる可能性があるとする仏性・如来蔵思想との関連、(3)のように種姓の獲得を認めず、agotrastha という救済され得ない者を認める場合は、いわゆる五性各別説のような展開、といった議論が出てくる余地があろう。(1)の議論は、衆生を教化対象の数のうちに入れるための衆生救

済という観点を備えると同時に、修行者にとっては種姓を確定するということから修道的観点を備え、(2) の議論は、一切衆生を救済するという立場に焦点があてられ、(3) の議論は、衆生救済に際しての現実的な側面に力点を置いていると言えよう²⁵。

agotrasthaの救済可能性と救済過程



種姓の獲得を認めない場合 (2)

* agotrastha → 究極的な苦から脱する可能性のない者
 ** 種姓の獲得 → 究極的な苦から脱する可能性の獲得

種姓の獲得を認めない場合 (3)

現世, 来世以降

agotrastha ⇨ 菩薩による成熟 ⇨ 善趣へ赴く

《略号一覧および一次文献》

- BBh *Bodhisattvabhūmi*, (Tib.) D (4037) wi 1b1-213a7, P [110] (5538) zhi 1a1-247a8, (Ch.) T [30] (1579) 478b7-577c16, 菩薩地持經, T [30] (1581) 888a8-959b14, 菩薩善戒經, T [30] (1582-1583) 960a4-1018b17.
- BBh_D *Bodhisattvabhūmi*, (Skt. ed.) Dutt [1966].
- BBh_F *Bodhisattvabhūmi*, (Skt. ed.) 古坂 [2007].
- BBh_I *Bodhisattvabhūmi*, (Skt. ed.) 磯田・古坂 [1995].
- BBh_R *Bodhisattvabhūmi*, (Skt. ed.) Roth [1977].
- BBh_{Wa} *Bodhisattvabhūmi*, (Skt. ed.) Wangchuk [2007].
- BBh_{Wo} *Bodhisattvabhūmi*, (Skt. ed.) Wogihara [1971].
- BBh_Y *Bodhisattvabhūmi*, (Skt. ed.) 矢板 [2013].
- BBhVṛ *Bodhisattvabhūmivṛtti* (*Byang chub sems dpa'i sa'i 'grel pa*, 菩薩地註), (Tib.) D (4044) 'i 141a1-182a2, P [112] (5545) yi 176a3-229a6.
- BBhVy *Yogācārabhūmau Bodhisattvabhūmivyākhyā* (*rNal 'byor spyod pa'i sa las Byang chub sems dpa'i sa'i rnam par bshad pa*, 菩薩地解説), (Tib.) D (4047) yi 1b1-338a7, P [112] (5548) ri 1a1-425a6.
- Ch Chinese translation.
- D チベット大蔵経 デルゲ (sDe dge) 版.
番号は『西藏大蔵経総目録』(東北大学帝国大学法文学部編、1934)に拠った。
- P チベット大蔵経 北京 (Peking) 版.
番号は『西藏大蔵経 総目録・索引』(鈴木学術財団、1962)に拠った。
- Skt Sanskrit.
- ŚrBh *Śrāvakabhūmi*.
- ŚrBh₁ *Śrāvakabhūmi*, (Skt. ed.) 声聞地研究会 [1998].
- ŚrBh₂ *Śrāvakabhūmi*, (Skt. ed.) 声聞地研究会 [2007].
- T 大正新脩大蔵経.
- Tib Tibetan translation.
- 瑜伽論 瑜伽師地論 (*Yogācārabhūmi*) .

《参考文献》

Dutt, Nalinaksha

[1966] *Bodhisattvabhūmi*, [Being the XVth Section of Asaṅgapaḍa's *Yogācārabhūmi*], Tibetan Sanskrit Works Series vol. 7, K. P. Jayaswal Research Institute, Patna.

古坂紘一

[2007] 『瑜伽師地論菩薩地〈菩薩功德品〉』、チベット仏典研究叢書 第二輯第九分冊、法蔵館、京都。

袴谷憲昭

[1999] 「*Yogācārabhūmi* における 64 種の有情分類リストについて」、『駒沢短期大学研究紀要』27、pp. 139-172。

磯田熙文・古坂紘一

[1995] 『瑜伽師地論菩薩地 随法・究竟・次第瑜伽處』、チベット佛典研究叢書 第三輯、法蔵館、京都。

Okada, Eisaku

[2013] “*Agotrastha* in the *Bodhisattvabhūmi*: The *Paripākapāṭala* and the *Bodhisattvaguṇapaṭala*”, *Journal of Indian and Buddhist Studies* 61-3, pp. 1204-1208.

Roth, Gustav

[1977] “Observation on the First Chapter of Asaṅga's *Bodhisattvabhūmi*”, *Indologica Taurinensia* 3/4, pp. 403-412; repr. *Indian Studies (Selected Papers) by Gustav Roth*, Bibliotheca Indo Buddhica 32, Sri Satguru, Delhi, 1986, pp. 165-174.

Sakuma, Hidenori

[2007] “In Search of the Origins of the Five-Gotra System”, *Journal of Indian and Buddhist Studies* 55-3, pp. 1112-1120.

佐久間秀範

[2007a] 「『瑜伽師地論』に見られる成仏の可能性のない衆生」、『哲学・思想論集』32、pp. 1-27。

[2007b] 「五姓格別の源流を訪ねて」、『加藤精一博士古稀記念論文集 真言密教と日本文化』下巻、ノンブル社、東京、pp. 265-305。

[2012] 「瑜伽行唯識思想とは何か」、『唯識と瑜伽行』、シリーズ大乘仏教 7、春秋社、東京、pp. 19-72。

声聞地研究会

[1998] 『瑜伽論 声聞地 第一瑜伽処 一サンスクリット語テキストと和訳一』、大正大学総合仏教研究所研究叢書第 4 巻、山喜房佛書林、東京。

[2007] 『瑜伽論 声聞地 第二瑜伽処 付非三摩呬多地・聞所成地・思所成地 一サンスクリット語テキストと和訳一』、大正大学総合仏教研究所研究叢書第 18 巻、山喜房佛書林、東京。

相馬一意

[1986] 「梵文和訳「菩薩地」(1) 一種姓の章、発心の章一」、『仏教学研究』42、龍谷大学仏教学会、pp. 1-26。

高崎直道

[1973] 「種姓に安住する菩薩——瑜伽行派の種姓論・序説」、『中村元博士還暦記念論集 インド思想と仏教』、春秋社、東京、pp. 207-222; repr. 『如来蔵思想・仏性論 II』、高崎直道著作集 7、春秋社、東京、2010、pp. 373-390。

Vorobyova-Desyatovskaya, M. I. (in collaboration with Seishi Karashima and Noriyuki Kudo)

[2002] *The Kāśyapaparivarta: Romanized Text and Facsimiles*, Bibliotheca Philologica et Philosophica Buddhica 5, International Research Institute for Advanced Buddhology, Soka University, Tokyo.

Wangchuk, Dorji

[2007] *The Resolve to Become a Buddha, A Study of the Bodhicitta Concept in Indo-Tibetan Buddhism*, Studia Philologica Buddhica, Monograph Series 23, The International Institute for Buddhist Studies, Tokyo.

Wogihara, Unrai

[1930-36] *Bodhisattvabhūmi, A Statement of Whole Course of the Bodhisattva, (Being Fifteenth Section of Yogācārabhūmi)*, 2 vols., 大正大学聖語学研究室, Tokyo; repr. 『梵文菩薩地経』、山喜房佛書林、東京、1971。

矢板秀臣

[2013] 「菩薩の徳 — 『菩薩地』 菩薩功德品の研究—」、『成田山仏教研究所紀要』 36、pp. 59-105。

《註》

¹ Cf. ŚrBh₁ 4.22-26, 46.6-13, ŚrBh₂ 146.6-11.

² Cf. BBh_{w0} 3.10-4.12, 78.21-79.1, 101.27-102.3, BBh_d 2.10-26, 55.16-20, 72.1-3.

³ 第1章「種姓品」(Gotra-pāṭala) では、菩薩種姓が主題となっているため、agotrastha は無上正等菩提の獲得に関して資質がないと説かれる。この場合の agotrastha は、菩薩種姓のない者を指す。

BBh BBh_{w0} 2.13-17 (Tib.) , BBh_d 1.18-20, BBh_r 406.5-8, cf. (Tr.) 相馬 [1986: 6.2-5]:

a-gotrasthaḥ pudgalo gotre 'sati cittōtpāde 'pi yatna-samāśraye saty 'abhavyo 'nuttarāyāḥ¹⁾ samyak-saṃbodheḥ paripūraye /

¹⁾ *abhavyaś cānuttarāyāḥ* BBh_d.

[和訳] 種姓に立脚しない (a-gotrastha) 人は、種姓がないので (gotre 'sati)、発心しても、〔そして、布施などの〕努力に依拠しても、無上正等菩提の達成のための資質がない (abhavya) のである。

一方、第6章「成熟品」(Paripāka-pāṭala) の教説では、agotrastha が声聞・独覚・菩薩といった三乗の種姓をもつ者以外を指すため ([2. agotrastha の救済に関連する先行研究 - 拙稿 [2013]] 参照)、この場合の agotrastha は、三乗の菩提の獲得に関して資質のない者と理解できる。

⁴ 拙稿 [2013] 参照。本小論の [2. agotrastha の救済に関連する先行研究] で概説する。

- ⁵ 教説中の “bodhisattvānām buddhānām ca bhagavatām” に関して、文脈上、前文にかけた方が良いため、前文にかけて読んだ。その際、カンマ (,) およびスラッシュ (/) によって、筆者のテキストの読みを示した。なお、下掲の太字で示したようにチベット訳も同様に前文にかけており、一方、漢訳は後文の主語とする。

BBh (Tib.) D 43a1-4, P 50b8-51a2, (Ch.) T 496c12-19:

[Tib.] de la yongs su smin par bya ba'i gang zag rnams ni sgrub pa dang 'bras bu'i dbye bas mdor bsdu na rnam pa bzhi ste / **byang chub sems dpa' rnams dang / sangs rgyas bcom ldan 'das rnams kyis** nyan thos kyi rigs ni nyan thos kyi theg pa la / rang sangs rgyas kyi rigs ni rang sangs rgyas kyi theg pa la / sangs rgyas kyi rigs ni theg pa chen po la yongs su smin par mdzad pa dang / gang zag rigs med pa yang bde 'gor 'gro bar bya ba'i phyir yongs su smin par mdzad pa yin te / gang zag rnam pa bzhi po de¹⁾ dag ni gzhi 'rnam pa bzhi²⁾ po 'di dag tu yongs su smin par bya ba yin no // ¹⁾ di P, ²⁾ om. P.

[Ch.] 云何所成熟補特伽羅。謂所成熟補特伽羅略有四種。一者住聲聞種姓。於聲聞乘應可成熟補特伽羅。二者住獨覺種姓。於獨覺乘應可成熟補特伽羅。三者住佛種姓。於無上乘應可成熟補特伽羅。四者住無種姓。於住善趣應可成熟補特伽羅。諸佛菩薩於此四事。應當成熟如是四種補特伽羅。是名所成熟補特伽羅。

- ⁶ 64 種の衆生に関しては、袴谷 [1999] 参照。

BBh BBh_{wo} 295.2-4, BBh_d 200.7-8, BBh_f 82, BBh_y 99.5-6, cf. (Tr.) 矢板 [2013: 80.1-2]:

catuḥ-śaṣṭiḥ sattva-nikāyāḥ sattva-dhātus¹⁾ tad-yathā mano-mayyām²⁾ bhūmau ³⁾ samtāna-bhedena⁴⁾ punar aprameyaḥ /

¹⁾ add., BBh_y, ²⁾ manomayyām BBh_d, ³⁾ BBh_y, ⁴⁾ samtānabhedena BBh_y.

[和訳] 衆生の要素は 64 の衆生の類である。例えば『意地』におけるように。さらに〔衆生の要素は〕、〔心〕相続の区別の点で、量り知れない。

- ⁷ BBh BBh_{wo} 295.7-296.3, BBh_d 200.11-23, BBh_f 84-92, BBh_y 99.10-100.9, cf. (Tr.) 矢板 [2013: 80.8-81.19]:

syād eka-vidho vineyaḥ¹⁾ sarva-sattvā vineyā iti kṛtvā / ... daśa-vidhaḥ²⁾ narakas³⁾ tairyag-yoniko⁴⁾ yāma-laukikaḥ kāmāvacarō divya-mānuṣyaka⁵⁾ āntarā-bhaviko⁶⁾ rūpy⁷⁾ arūpī⁸⁾ samjñy⁹⁾ asaṃjñī¹⁰⁾ naivasamjñī nāsamjñī ca / ayam tāvat prakāra-bhedena pañca-pañcāśad (ākārah / apramāṇas¹¹⁾ tu samtāna-prabhedena¹²⁾ veditavyaḥ /

¹⁾ vineyas BBh_{wo}, ²⁾ / BBh_{DFwo}, ³⁾ narakas BBh_{Dwo}, ⁴⁾ tairyagyonikaḥ BBh_D, ⁵⁾ divyamānuṣyakaḥ BBh_{DFwo}, ⁶⁾ āntarābhavikaḥ BBh_{DFwo}, ⁷⁾ rūpī BBh_{DFwo}, ⁸⁾ arūpāḥ BBh_{wo}, ⁹⁾ samjñī BBh_{DFwo}, ¹⁰⁾ asaṃjñī BBh_{wo}, ¹¹⁾ ākāro 'pramāṇas BBh_f, ākārah, apramāṇas BBh_y, ¹²⁾ samtānaprabhedena BBh_y.

[和訳] 一切衆生が教化されるべき者たちである故に、教化されるべき者は 1 種であろう。...10 種 [であろう]。(1) 地獄の者、(2) 畜生、(3) 夜摩世界に属する者、(4) 欲界の者、〔すなわち〕天と人、(5) 中有の者、(6) 有色の者、(7) 無色の者、(8) 有想の者、(9) 無想の者、(10) 非想非非想の者である。こ〔の教化されるべき者の要素〕は、先ず種類の区別 (prakāra-bheda) の点で、55 の様相 (ākāra) である。しかし〔教化されるべき者の要素は〕、〔心〕相続の区別の点で、量り知れないと知られるべきである。

- ⁸ 佐久間 [2007a] の指摘する『勝鬘經』の内容は以下の通りである。

『勝鬘經』(Tib.) P [24] (760) 'i 264a4-7, (Ch.) 菩提流支訳 T [11] (310) 674a26-b1,

求那跋陀羅訳 T [12] (353) 218b22-25, (Tr.) 佐久間 [2007b: 274.6-11]:

bzhi gang zhe na / dge ba'i ^(P264a5) bshes gnyen rigs kyi bu'am / rigs kyi bu mo de la brten nas / sems can rnams kyis lha dang mi'i phun sum tshogs pa 'thob par bgyid pa'i bsod nams kyi tshogs kyi khe rnyed par 'gyur ba dang / nyan ^(P264a6) thos kyi theg par nye bar 'gro ba'i dge ba'i rtsa ba thob par bgyi ba rnyed par 'gyur ba dang / rang sangs rgyas kyi theg par nye bar 'gro ba'i dge ba'i rtsa ba'i tshogs thob par bgyi ba rnyed par 'gyur ba dang / yang dag par ^(P264a7) rdzogs pa'i sangs rgyas su nye bar 'gro ba'i bsod nams kyi tshogs chos mthon po thob par bgyi ba rnyed par 'gyur ba ste /

[佐久間訳] 四つとはなにかと云うならば、善知識であるその善男子や善女人に基づいて、衆生達は天や人という円満を獲得せしめる福德資糧という果報を得るであろうし、声聞乘に赴く善根を獲得せしめるものを得るであろうし、独覺乘に赴く善根の資料を獲得せしめるものを得るであろうし、正等菩提に赴く福德資糧である崇高な法を獲得せしめるものを得るであろう。

- ⁹ Sakuma [2007] や佐久間 [2012] も、佐久間 [2007a] [2007b] 同様、「成熟品」の教説の agotrastha を『勝鬘經』の文言から成仏の可能性があると指摘する。

- ¹⁰ “atyantaniṣṭhe nirvāne pratiṣṭhāpayeyaṁ tathāgatajñāne ca” を衆生利益に関わるものと理解した。チベット訳も以下のよう同じ見解を示し、また漢訳三本 (480b28-c1, 889c1-2, 964a27-29) も同様である。

BBh (Tib.) D 7b1-2, P 8b7-8:

kye ma bdag bla na med pa yang dag par rdzogs pa'i byang chub mngon par rdzogs par 'tshang rgya bar gyur cig /
sems can thams cad kyi don yang byed cing shin tu mthar thug (P8b8) pa'i mya ngan las 'das pa dang / de bzhin gshegs
pa'i ye shes (D7b2) la 'god par gyur cig
[和訳] 「ああ、私は無上正等菩提をさとうろ。そして、一切衆生に利益をなして、究極的な終局である
涅槃や如来の智に置き定めよう。」

- ¹¹ 本小論では、菩薩が涅槃へ到達させ、如来の智を獲得させようとする対象を、種姓に立脚した者と理解した。『菩薩地』の註釈書である徳光 (Guṇaprabha) による『菩薩地註』(**Bodhisattvabhūmivṛtti*) では、菩薩の発願のなかの一切衆生を般涅槃し得る種姓をもつ者とし、涅槃へは声聞や独覚種姓をもつ者、如来の智へは仏種姓をもつ者に対応させる。このような「発心品」所説の菩薩の発願に対する見解は、海雲 (Sāgaramegha) による『菩薩地解説』(**Bodhisattvabhūmivyākhyā*) も同様である。

BBhVr (Tib.) D 146a6-7, P 183b1-3:

sems can thams cad kyi don yang byed cing zhes bya ba ni / yongs su mya ngan las ('das pa'i¹⁾) rigs can rnam kyi
dbang du byas pa'o // (D146a7) sems can thams cad shin tu mthar thug pa'i mya ngan (P183b2) las 'das pa la 'god pa
zhes bya ba ni / nyan thos dang rang sangs rgyas kyi rigs can gyi dbang du byas pa'o // de bzhin gshegs pa'i ye shes
zhes bya ba ni / sangs rgyas kyi rigs can gyi (P183b3) dbang du byas pa'o // ¹⁾ 'da'ba'i P.
[和訳] そして、一切衆生に利益をなす者となろう (*sarva-sattvānām cārtha-karaḥ*) と言われるのは、
般涅槃し得る種姓をもつ者たちに関することである。一切衆生を究極的な終局である涅槃に置き定めよう
(*atyanta-niṣṭhe nirvāṇe pratiṣṭhāpayam*) と言われるのは、声聞や独覚種姓をもつ者に関することである。
如来の智に (*tathāgata-jñāne*) と言われるのは、仏種姓をもつ者に関することである。

BBhVy (Tib.) D 18b2-5, P 21b7-22a3:

'di ltar sems mngon par 'du byed cing zhes bya ba la sogs pa la / bdag gi rgyud bla na med pa yang dag par rdzogs
(D18b3) pa'i byang chub mngon par 'dod pa ni sems (P21b8) kyis 'di ltar smon par byed de / theg pa gsum gyis bsdus pa'i
mya ngan las 'das pa'i chos can rigs la gnas pa rgyu dang 'bras bu la yang 'dod par byed do // de'i phyir bdag bla
na med pa yang dag par rdzogs pa'i (P22a1) byang chub mngon par rdzogs par sangs (D18b4) rgyas nas sems can
thams cad kyi don yang byed par gyur cig ces bya ba'o // de la nyan thos dang rang sangs rgyas kyi rigs can rnam
kyang mya ngan las 'das (P22a2) pa la bkod pas don byas pa nyid du 'gyur ro // des na shin tu mthar thug pa'i mya
ngan las 'das pa la 'god par gyur cig ces smras (D18b5) pa yin no // byang chub sems dpa' rnam ni mi gnas pa'i mya
ngan las 'das pa la 'god par bya ba yin pas (P22a3) de'i phyir de bzhin gshegs pa'i ye shes la zhes bya ba yin no //
[和訳] 以下のように心を作り上げ (*evaṃ cittam abhisamṣkaroti*) 云々に関して、自相続に無上正等菩
提を欲する者は、心によってこのように発願し、三乗によって収められた般涅槃し得る性質をもつ種姓
に立脚した者は、原因と結果とをも欲する。それ故、私は無上正等菩提をさとうろ。そして、一切衆
生に利益をなす者となろう (*aham anuttarām samyak-sambodhim abhisambudhicyam sarva-sattvānām
cārtha-karaḥ syām*) と言われる。その〔一切衆生の〕中で、声聞や独覚の種姓をもつ者たちも、涅槃
に安置するので利益をなすことになる。それ故に、究極的な終局である涅槃に置き定めよう
(*atyanta-niṣṭhe nirvāṇe pratiṣṭhāpayam*) と言うのである。諸菩薩は、無住処涅槃を基盤とするので、
それ故、如来の智に (*tathāgata-jñāne*) [置き定めよう] と言われるのである。

- ¹² 【2. agotrastha の救済に関連する先行研究】で述べたように、佐久間 [2007a] [2007b] も『勝鬘經』の文言に基づいて、善趣に赴く agotrastha に救済の可能性があることを指摘する。

- ¹³ 種姓のない者が種姓を獲得し得るかどうかについては、次項の【3.2. 教化対象を判別する基準】を踏まえた上で、本小論の註17で検討する。

- ¹⁴ BBh BBh_{w0} 9.24-26, BBh_D 6.18-19, cf. (Tr.) 相馬 [1986: 12.17-20]:

tānīmāni bodhisattvasyaudārikāny¹⁾ ānumānikāni gotra-līngāni veditavyāni / bhūtārtha-niścaye tu buddhā eva
bhagavantaḥ pratyakṣa-darśinaḥ /

¹⁾ *bodhisattvasya audārikāny* BBh_D.

[和訳] 以上これらが、菩薩のもつ龐大で推論に基づいた種姓の諸々の特徴であると知られるべきである。一方、〔種姓の〕真実の確定について、諸仏世尊のみが直接知覚するのである。

また『声聞地』「第一瑜伽処」(ŚrBh_i 56.23-58.3)にも同じ趣旨の文言があり、その文言では、種姓を直接知覚する者として、第一究竟に至った (parama-pārami-prāpta) 仏弟子 (śrāvaka) が加えられる。

- ¹⁵ atyantaduhkhavimokṣa に関して、atyanta を副詞として訳して「完全に苦から脱する」とも理解できるが、本小論では、第 18 章「菩薩功德品」より前に位置する第 16 章「供養親近無量品」に atyantaduhkha という語が確認されることから、atyanta を duhkha にかかる形容詞と理解して、「究極的な苦から脱する」と訳した。atyantaduhkha に関しては、【3.3. 究極的な苦】参照。
- ¹⁶ 菩薩が衆生の苦を取り除くことは「発心品」で強調され、菩薩は利他行として一切衆生のあらゆる苦しみを除去すると示される。

BBh BBh_w 19.3-6, BBh_D 12.21-23, BBh_w 373.13-15, cf. (Tr.) 相馬 [1986: 23.2-5]:

dve ime dṛḍha-prathama-cittōtpādikaśya bodhisattvasya mahatī kuśala-dharmāya-dvāre / svārtha-prayogaś cānuttarāyāḥ samyak-sambodheḥ samudāgamāya / parārtha-prayogaś ca sarva-sattvānāṃ sarva-duhkha-nirmokṣāya /
 [和訳] 堅固な初発心をした菩薩には、以下の 2 つの善法を収集する偉大な手段 (āya-dvāra) がある。〔すなわち、〕無上正等菩提を達成するための自利行と一切衆生にとってのあらゆる苦から脱するための利他行とである。

- ¹⁷ 種姓の獲得や転向に関する問題について、『声聞地』「第二瑜伽処」には、三乗各々の種姓を転向したり取り換えたりすることができないと明言される。

ŚrBh ŚrBh₂ 34.3-4, cf. (Tr.) 声聞地研究会 [2007: 35.3-4]:

tatra bhavaty eṣāṃ pudgalānāṃ prañidhāna-saṃcāraḥ prañidhāna-vyatikaraḥ / no tu gotra-saṃcāraḥ, gotra-vyatikaraḥ /
 [和訳] そこで、これら〔声聞乗・独覚乗・大乘〕の人たちには〔各乗への〕誓願を転向すること、誓願を取り換えることがある。しかし、〔各乗の〕種姓を転向すること、種姓を取り換えることはない。

この教説は、三乗各々の種姓を取り上げているため、種姓のない者が種姓を獲得することを直接否定していない。しかしながら、『菩薩地』「種姓品」の本性住種姓（本来的にある種姓）の解説が、『声聞地』「種姓地」の種姓の規定を継承して (ŚrBh₁ 2.22-4.1)、この種姓は同一性を保ちながら (tādṛśa) 連続して来たもの (paramparāgata) であって、始まりの時をもたないもの (anādikālika) である云々と規定するように (BBh_w 3.2-4, BBh_D 2.5-6)、『菩薩地』では、種姓は本来的に個々に存するもので、同一性を保ちながら継承されていくものと考えられるため、種姓の獲得を認めているとはいえない。

- ¹⁸ BBh BBh_w 336.6, BBh_D 229.26, BBh₁ 132:

teṣāṃ sattvānāṃ atyanta-duhkha-vimokṣōpāyaṃ sarva-kleśānāvāraṇa-jñānam eva paśyati /

[和訳] 〔菩薩は第 5 住・増上心住 (adhicitta-vihāra) にあって、〕彼ら衆生たちにとっての究極的な苦から脱するための手立てを、一切の煩惱という障害のない智のみと観る。

これは本小論の註 20 で取り上げる教説の続きである。

- ¹⁹ 教化の手立ての具体的な内容は、「菩薩功德品」よりも前に示されたと説かれる。

BBh BBh_w 296.7, BBh_D 201.3, BBh_F 94, BBh_Y 100.13:

vineyōpāyaḥ¹⁾ punaḥ pūrvavad yathā-nirdiṣṭo veditavyaḥ /

¹⁾ vineyōpāyaḥ BBh_{DFw}.

[和訳] さらに、教化の手立ては、先に示された通りであると知られるべきである。

本小論では、上掲の教説のなかの「先に示された通り」(pūrvavad yathā-nirdiṣṭo) という語を「力種姓品」を指すと理解したが、この語がどの章を指し示すかは、諸漢訳や註釈間で意見の相違がある。これらの意見の相違を確認していこう。

まず求那跋摩訳『菩薩善戒經』は、

調伏方便無量者。如初品中説。(999c15-16)

とあり、教化の手立ては「初品」で説かれたという。この「初品」という語について、この語が確認される同一文献内の記述 (994c20) を、サンスクリット (BBh_w 259.13-15, BBh_D 177.2-3) と対応させると、『声聞地』を指すことがわかる。しかしながら、筆者が管見した限り、『声聞地』に教化の手立てに関する具体的な記述は見い出せず、見い出せたとしても、声聞にとっての教化の手立てが菩薩のものと同じということになってしまう。あるいは、「初品」を同一文献内の「種姓品」(『菩薩善戒經』では「善行性品」) か、「序品」を指すとも考えられるが、前者には教化の

手立てに関する記述はなく、後者には諸菩薩各々が衆生を如何に教化するか列挙されるものの(960a9-c7)、この「序品」は『菩薩善戒經』のみに説かれる章なので、この記述が教化の手立てを指すとは言い難い。以前に筆者は、この「初品」という語が「種姓品」を指すと理解していたが(『『瑜伽師地論』における種姓 — agotrastha の理解をめぐる一』、『密経文化』(未出版))、本小論で『声聞地』を指すと訂正する。

次に曇無讖訳『菩薩地持經』は、

調伏方便無量。如前成熟品説。(937a19)

とあり、教化の手立ては「成熟品」で説かれたという。中国撰述の『瑜伽論』に対する註釈書である通倫集撰『瑜伽論記』(T [42] (1828) 561b6-9)も、『菩薩地持經』の所説に拠って同様の見解を示し、教化の手立ては「成熟品」所説の27種の成熟の手立て(BBh_{wo} 80.2-84.20, BBh_D 56.17-59.25)であり、『大乘莊嚴經論』(*Mahāyānasūtrālaṅkāra*)に拠れば十二分教であるともいう。

最後に『菩薩地』に対する註釈書である『菩薩地解説』では、以下のように教化の手立てが説かれるのは、「力種姓品」であるとする。

BBhVy D 251b2-3, P 313a5-6:

sngar bstan pa bzhin du zhes bya ba ni stobs kyi rigs kyi le'ur bstan pa bzhin no //

[和訳] 先に示した通りと言われるのは、「力種姓の章」に示した通りである。

上記の情報をまとめると、『菩薩地』において教化の手立てが説かれるのは、以下の通りである。

- (1) 『菩薩善戒經』 — 『声聞地』
- (2) 『菩薩地持經』 — 「成熟品」
- (3) 『菩薩地解説』 — 「力種姓品」

これらのうち、(1)を除いても、(2)と(3)の何れが教化の手立てを説く章として、「菩薩功德品」が意図しているかは意見が分かれる。「成熟品」所説の27種の成熟の手立てが教化の手立てであるならば、成熟と教化との手立ての具体的な内容は同一となるが、その対象となる衆生には拙稿 [2013] で指摘するように相違があることになる。一方、矢板 [2013: 82, 註 60] でも指摘するように、「力種姓品」には衆生を教化するための手立て (*upāyah sattvānām vinayāya*) という語が見い出され、その手立てが四摂事であると説示される。

BBh BBh_{wo} 112.10-16, BBh_D 79.8-12:

tatrōpāya-saṃgrhītaṃ bodhisattvānām kāya-vān-manas-karma katamat / samāsato bodhisattvānām¹⁾ catvāri saṃgraha-vastūny upāya ity ucyante / yathōktaṃ bhagavatā²⁾ catuḥ-saṃgraha-vastu-saṃgrhītenōpāyena samanvāgato bodhisattvo bodhisattva ity ucyata iti / kena punaḥ kāraṇena catvāri saṃgrahavastūny upāya ity ucyante / samāsataś catur-vidha upāyah sattvānām vinayāya saṃgrahāya / ...

¹⁾ *bodhisattvānām* BBh_{wo}, ²⁾ *add.* / BBh_{wo}.

[和訳] さて、諸菩薩にとっての手立てによって収められる身口意の行為とは何か。まとめると、諸菩薩にとっての四摂事が手立てと言われる。世尊が「四摂事によって収められる手立てを備えた菩薩が菩薩と言われる¹⁾」と仰った通りである。さらに何故、四摂事が手立てと言われるのか。まとめると、諸々の衆生を教化し摂取するための手立ては4種である。...

¹⁾ Cf. *Kāśyapaparivarta*: dvā-triṃśadbhiḥ kāśyapa dharmaiḥ samanvāgato bodhisatto ity ucyate / katame dvā-triṃśadbhiḥ yad uta hita-sukhādhyāsayatayā sarva-satveṣu / ... catuḥ-saṃgraha-vastu-saṃprayuktā upāya / ... ebhiḥ kāśyapa dvā-triṃśadbhir dharmaiḥ samanvāgato bodhisatto mahāsatta ity ucyate // (Vorobyova-Desyatovskaya [2002: 16.5-17.10])

以上のことから、「菩薩功德品」が教化の手立てとして想定していたものは、『菩薩地解説』が述べるように「力種姓品」所説の四摂事であると本小論では理解する。

²⁰⁾ 「住品」の第5住・増上心住の解説中に、菩薩は衆生の世界で衆生が苦しむのを観ると説かれる。

BBh BBh_{wo} 335.24-336.3, BBh_D 229.21-24, BBh_I 132:

adhicitta-vihāra-sṭhito bodhisattvaḥ ... sattva-dhātum duḥkhitam vyavalokayati vicitrair¹⁾ duḥkhākāraiḥ /

¹⁾ *citrait* BBh_{wo}.

[和訳] [第5住・] 増上心住にある菩薩は、... 種々の苦の様相の点で、衆生の世界で[衆生が]苦しむのを観察する。

²¹ BBh BBh_{wo} 243.3-4, BBh_p 167.1-2:

tatra daśōttara-satākāraṃ duḥkhaṃ sattva-dhātau sampāśyānto bodhisattvāḥ sattveṣu karuṇāṃ bhāvayanti /

[和訳] さて、諸菩薩は衆生の世界で、110 の様相 (ākāra) の苦を觀て、諸々の衆生に対する悲愍 (karuṇā) を修習する。

²² 究極的な苦は、同章の 19 種の苦を挙げるなかにも “ātyantika duḥkha” (畢竟苦) として見出しされる (BBh_{wo} 247.8-18, BBh_p 169.10-15)。この箇所は先に説いた 4 種の苦の解説をうけているため、究極的な苦という語を列挙するだけである。

²³ 種姓と般涅槃し得る性質との関係について、『声聞地』が般涅槃し得る性質の有無を gotrastha と agotrastha との対比のなかで論じることが、【1. はじめに】で指摘した。具体的な『声聞地』の教説は、本小論の註 1 を参照。一方、『菩薩地』における般涅槃し得る性質に関して、【3.3. 究極的な苦】所掲の教説以外には、般涅槃し得る性質をもつ者 (parinirvāṇa-dharmaka) と般涅槃できない性質をもつ者 (aparinirvāṇa-dharmaka) とを対比した用例が 1 ヶ所あるだけである。両用例とも菩薩や仏陀が衆生のもつ資質や能力を觀察するというものであり、修行者自身の能力を区別するというよりも、菩薩が救済する衆生の能力を区別する際に用いられるようである。これらの用例は、佐久間 [2007a: 11-12] で取り上げられる。また、「力種姓品」の教説に拠れば、声聞・独覚・菩薩種姓は皆、各々の乗によって般涅槃するためであると説かれるため、三乗の種姓と般涅槃との関連は『菩薩地』でも見出し得ると言える。

BBh BBh_{wo} 101.27-102.3, BBh_p 72.1-3:

tatra yac chrāvaka-gotraṃ śrāvaka-yānena parinirvāṇāya saṃvartate pratyekabuddha-gotraṃ pratyekabuddha-yānena parinirvāṇāya saṃvartate mahāyāna-gotraṃ mahāyānena parinirvāṇāya saṃvartate ayaṃ vyavadānasya pratiniyama-hetuḥ /

[和訳] さて、声聞種姓は声聞乗によって般涅槃するためにあり、独覚種姓は独覚乗によって般涅槃するためにあり、大乘種姓は大乘によって般涅槃するためにある。以上が、浄化にとつての各々確定した原因 (pratiniyama-hetu, 定別因) である。

²⁴ 『菩薩地』における agotrastha 救済の問題に関しては、佐久間 [2007a] [2007b] が如来蔵經典である『勝鬘經』という観点から本小論と同様の見解に至っているが、本小論では同じ『菩薩地』の教説からこの問題を上述のように結論付けた。

²⁵ これらの『菩薩地』以降に展開する議論に関しては今後の課題としたい。

(本研究は平成 25 年度科学研究費補助金 (特別研究員奨励費) による研究成果の一部である)

<キーワード> Bodhisattvabhūmi, agotrastha, gotra, vineya, atyantaduḥkha